

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名		所在地		
大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校		平成14年4月1日	仁科 幸久		〒 221-0825 (住所) 神奈川県横浜市神奈川区桐畑3番地7 (電話) 045-311-6821		
設置者名		設立認可年月日	代表者名		所在地		
学校法人大原学園		昭和54年4月1日	中本 每彦		〒 101-0065 (住所) 東京都千代田区西神田1丁目2番10号 (電話) 03-3292-6266		
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度		
教育・社会福祉	教育社会福祉専門課程	介護福祉学科	平成21(2009)年度	—	平成27(2015)年度		
学科の目的	本学科は教育基本法及び学校教育法に基づき、厚生労働大臣指定のもと、介護福祉施設等と連携し、実習を通して介護技術に関する高度な知識・技術を習得し、介護福祉士国家資格を取得することを目的とする。具体的には、介護職に必要な介護方法、介護の意義、社会背景、自立支援等の知識・技術に関する教育を施し、人格の陶冶を行い、介護職に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とする。						
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	取得可能な資格:介護福祉士、レクリエーションインストラクター 中退率(令和5年度):12%(6人/51人)						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入	2,074 単位時間	1,160 単位時間	878 単位時間	456 単位時間	0 単位時間
			- 単位	- 単位	- 単位	- 単位	- 単位
生徒総定員	生徒実員(A)	留學生数(生徒実員の内数)(B)	留學生割合(B/A)	中退率			
80人	39人	0人	0%	12%			
就職等の状況	■卒業者数(C) : 22人 ■就職希望者数(D) : 22人 ■就職者数(E) : 21人 ■地元就職者数(F) : 19人 ■就職率(E/D) : 95% ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 90% ■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 95% ■進学者数 : 0人 ■その他アルバイト1人 (令和5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報) ■主な就職先、業界等 社会福祉法人たちばな会 特別養護老人ホーム天王森の郷、社会福祉法人昴 特別養護老人ホームすずかけの郷、社会福祉法人ケアネット 特別養護老人ホームさつき、医療法人社団康久会、介護老人保健施設グリーンワフ東戸塚、株式会社ハーフ・センチュリー・モア 有料老人ホームサンシティ横浜、社会福祉法人清光会 特別養護老人ホームさわやか苑 等						
	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL						
第三者による学校評価							
当該学科のホームページURL	URL: http://yokohama.o-hara.ac/						
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)						
	総授業時数		2,074 単位時間				
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		456 単位時間					
うち企業等と連携した演習の授業時数		0 単位時間					
うち必修授業時数		2,074 単位時間					
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		456 単位時間					
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 単位時間					
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位時間					
(B: 単位数による算定)							
総単位数		単位					
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		単位					
うち企業等と連携した演習の単位数		単位					
うち必修単位数		単位					
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		単位					
うち企業等と連携した必修の演習の単位数		単位					
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)		単位					
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)		0人				
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)		0人				
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)		0人				
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)		0人				
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)		2人				
	計		2人				
上記①~⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		2人					

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

- ①厚生労働大臣介護福祉士養成施設として、法令で定められた教育課程並びに外部実習又は就職先である老人、障害者施設等と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。
- ②介護福祉士養成における各領域「人間の理解」、「介護」、「こころとからだのしくみ」、「医療的ケア」の教育内容に関して、教育課程編成委員会を通じて常に業界の最新の情報を反映させる。
- ③上記①、②により編成された授業科目、内容が実践習得されているかどうか、教育課程編成委員による実践的視点で評価を受け、課題を浮き彫りにする事で、教育の質の確保ならびに更なる教育の質向上に活用する。
- ④当学園の教育課程の編成は一部の学科を除き学園本部が統括している。そのため教育課程編成委員会も各分野ごとに各校共通の組織を設置する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

①位置づけについて

医療福祉保育課の上位に教育課程編成委員会を設置し、企業等からの提言を参考にして本校の教育課程編成について協議策定するための機関として位置付ける。また、委員会での協議結果は大原学園 教育本部に提出し、大原学園全校の教育課程編成にも活用していく。

②意思決定の過程について

- (ア)学科の目的に基づき予め学内において現状の課題等を明確にした上で、教育課程編成委員会に提言を求める。
- (イ)委員会では企業等からの意見を参考に次年度以降の教育課程編成に関する改善案を策定する。
- (ウ)委員会での協議内容は学園教育本部に提出し、学園全校の教育課程編成にも活用していく。
- (エ)教育課程編成委員に教育現場の責任者である校長、教務部長、教務課長が参加することで、企業等の委員から提示された課題・改善提案を速やかに次年度以降の教育課程(授業科目、内容、手法)の編成に反映させることができる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
仁科 幸久	大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校 校長		
吉倉 徹	大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校 教務部長		
斉藤 誠一	大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校 教務課長代理		
前田 卓哉	横浜市社会福祉協議会 高齢福祉部会 副部長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	①
佐々木 学	医療法人積愛会 介護老人保健施設 千の星・よこはま 事務長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「-」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回開催する。

第1回:8月「前年度教育成果の振り返りと今後の取り組み」

第2回:12月「今年度の取り組みに関する報告・課題整理、次年度以降の教育内容に関する見直し」

(開催日時(実績))

令和5年度 第1回 令和5年8月4日 15:30～16:45

令和5年度 第2回 令和5年12月1日 15:30～16:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

①地域包括ケアシステムの中での入所施設での役割の変化

住まいを中心に介護、介護予防、生活支援、医療などのサービスが日常生活圏で受けられる、地域包括ケアシステム、介護施設での役割を伺うことができた。学生へは様々な科目の中で、アドバイスいただいた内容をより具体的に伝えることができた。

②介護福祉士の人材不足について

多くの施設が介護職員の不足に頭を悩ませているというニュースがあるのも珍しくない中、賃金アップや外国人の採用など、または職員配置の見直しなど様々な工夫をしているという事を伺うことができた。また、介護ロボットの導入などICT化することで介護代替ができれば良いと思いつながりながらもまだまだ時間がかかることも容易に想像がつく。その中で、実習に行った学生が、現場の忙しさを感じるという場面が多くあるようで、我々としても実習先の大変さをしっかりと伝えることで、実習を行わせて頂いているだけでもありがたいと感謝の気持ちを持って取り組ませるように今回のアドバイスを聞いてより強く感じた。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

①介護福祉士養成における実習・演習は、法令で定められた教育内容、施設での実施を基本としながら、高齢者、障害者施設等との連携の下、現場で求められる知識・技術を考慮して、実習・演習の組立てを行う。

②高齢者、障害者施設等との連携による実習・演習を通じて学生のより実践的な知識・思考・技術の修得と、社会人としての意識改革を実現する。

③高齢者、障害者施設等から実習・演習の授業内容、手法に関して具体的な助言を仰ぎ、学生の知識・技術の修得状況に対して実践で活かせるレベルか否かを高齢者、障害者施設等の実務の視点から評価を仰ぐ。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

高齢者、障害者施設等に介護実習受入れ依頼を行い、介護実習受入れ承諾書を頂戴するとともに、打合せを行っている。なお、下記の4点について連携している。

- ①実習実施前に、授業科目担当者と実習指導者による、実習授業内容及び実習授業評価ポイントの確認
- ②施設内の各部署の見学、実習の実施
- ③学生の実習状況の確認及び実習指導者との情報交換のため、授業担当教員による週1回の施設訪問
- ④実習における学修成果の評価

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
介護実習Ⅰ	3.【郊外】企業内実習(4に該当するものを除く)	1段階実習では、コミュニケーションの比較的とりやすい利用者を受け持ち、利用者との人間的なふれあいを通じて、利用者の需要と介護の機能、並びに施設職員の一般的な役割について学ぶ。初歩的な日常生活活動を、指導者の指導を受け援助する。1週間の内1回以上をケースカンファレンスの時間にあてることとする。	医療法人社団康久会 介護老人保健施設グリーンワフ東戸塚、社会福祉法人ひまわり福祉会 特別養護老人ホーム富岡はまかぜ、社会福祉法人竹生会 特別養護老人ホームたきがしら芭蕉苑、社会福祉法人プレマ会 みなみ風、社会福祉法人親善福祉協会 特別養護老人ホーム恒春ノ郷、社会福祉法人ひまわり福祉会 特別養護老人ホーム野庭苑ほか
介護実習Ⅱ	3.【郊外】企業内実習(4に該当するものを除く)	2段階実習では、重度生活障害を有する障害者又は老人の施設を実習施設とし、障害レベルに応じて求められる介護技術の適正な用い方について学ぶ。また、医療・看護との関連で独自の判断で行ってはならない仕事と連携の方法について学ぶ。ケースカンファレンスを通し、利用者の介護ニーズに対応する方法について学ぶ。	社会福祉法人恩賜財団神奈川県済生会 特別養護老人ホームわかくさ、社会福祉法人ひまわり福祉会 介護老人保健施設港南あおぞら、社会福祉法人親善福祉協会 特別養護老人ホーム恒春の丘、社会福祉法人竹生会 芭蕉苑介護老人福祉施設、社会福祉法人敬寿会 特別養護老人ホーム相模原敬寿園、社会福祉法人清光会 特別養護老人ホーム 新横浜さわやか

介護実習Ⅲ	3.【郊外】企業内実習 (4に該当するものを除く)	3段階実習では、施設運営プログラムに参加し、サービス全般について理解すると同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について学び、チームの一員として介護を遂行できるよう取り組む(現任準備教育)。さまざまなプログラムに参加し、利用者の24時間を通じての生活の把握、介護福祉士としての役割を学ぶ。	社会福祉法人昴 特別養護老人ホームすずかけの郷、社会福祉法人ひまわり福祉会 特別養護老人ホーム富岡わかたけ、医療法人敬歯会 介護老人保健施設けいあいの郷今宿、社会福祉法人若竹大寿会 介護老人保健施設リハリゾートわかたけ、社会福祉法人健人会 介護老人保健施設千の風・川崎、社会福祉法人いきいき福祉会 特別養護老人ホームラポール三ツ沢ほか
-------	------------------------------	--	---

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針
 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記
 専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人一人が常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。
 「大原学園 教職員研修規程」の目的に定める通り、教職員が専攻分野に関する知識・技能・企画力・判断力等を高めるための環境を整備し、所属長の指示または本人の意思により、公平に研修等を受講する機会を与えるものとする。校内、郊外において企画する研修は下記の通り。
 ①横浜市介護老人保健施設連絡協議会、公立大学法人 神奈川県立保健福祉大学実践教育センター等、関係団体の実施する実践的な知識・指導スキル 研修の受講
 ②大学教授等専門分野に特化した講師として招いた研修会の実施
 ③学内において設置される附帯教育講座を受講する自己啓発
 なお、今後、実務に関する研修、指導力の修得・向上のための研修について、さらに効果的な研修にするため研修内容の見直しを行っている。

(2) 研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 教員指導力向上研修	連携企業等: 日本介護福祉士養成施設協会
期間: 令和6年3月29日	対象: 介護福祉学科担当
内容 介護教育での「やさしい日本語」「多文化共生」	

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: コミュニケーション指導向上研修	連携企業等: 日本レクリエーション協会
期間: 令和5年12月14日	対象: 介護福祉学科担当
内容 学生同士のコミュニケーションを深めていく展開のコツを学ぶ	

(3) 研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 教員知識向上研修	連携企業等: 日本介護福祉学会
期間: 令和6年5月25日	対象: 介護福祉学科担当
内容 認知症ケアのポイント 中核症状による生活困難状態とBPSDの見分け方の根拠とコツ(技術)	
研修名: 教員知識向上研修	連携企業等: 実践教育センター
期間: 令和6年9月25日	対象: 介護福祉学科担当
内容 これからの介護福祉士に求められる方向性(仮)	
研修名: 教員知識向上研修	連携企業等: ユマニチュード学会
期間: 令和6年12月7日	対象: 介護福祉学科担当
内容 ユマニチュード	

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: アクティブ・ラーニング(AL)研修	連携企業等: 株式会社FGE エデュケーション
期間: 令和6年12月中旬	対象: 介護福祉学科担当
内容 講義及びワークを通して、文章力やプレゼン力向上に繋げるALの知識、指導法について学ぶ研修	

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員を設置して下記に示す評価項目から評価する。課題の残る評価結果については、課長職以上の管理職より改善計画を策定し、次年度以降の学校運営に反映させ改善を図る。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	<ul style="list-style-type: none"> ①理念・目的・育成人材像は定められているか。 ②育成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合しているか。 ③理念等の達成に向け特色ある教育活動に取り組んでいるか。 ④社会のニーズ等を踏まえた将来構想を抱いているか。
(2) 学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ①理念に沿った運営方針を定めているか。 ②理念等を達成するための事業計画を定めているか。 ③設置法人は組織運営を適切に行っているか。 ④学校運営のための組織を整備しているか。 ⑤危機管理体制を整備されているか。 ⑥人事・給与に関する制度を整備しているか。 ⑦意思決定システムを整備しているか。 ⑧情報システム化に取り組み、業務の効率化を図っているか。
(3) 教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ①理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか。 ②学科毎の修業年限に応じた教育到達レベルを明確にしているか。 ③教育目的・目標に沿った教育課程を編成しているか。 ④教育課程について、外部の意見を反映しているか。 ⑤キャリア教育を実施しているか。 ⑥授業評価を実施しているか。 ⑦成績評価・修了認定基準を明確化し、適切に運用しているか。 ⑧作品及び技術等の発表における成果を把握しているか。 ⑨目標とする資格・免許は、教育課程上で、明確に位置づけているか。 ⑩資格・免許取得の指導體制はあるか。 ⑪資格・要件を備えた教員を確保しているか。 ⑫教員の資質向上への取り組みを行っているか。
(4) 学修成果	<ul style="list-style-type: none"> ①就職率の向上が図られているか。 ②資格・免許の取得率の向上が図られているか。 ③卒業生の社会的評価を把握しているか。
(5) 学生支援	<ul style="list-style-type: none"> ①就職等進路に関する支援組織体制を整備しているか。 ②退学率の低減が図られているか。 ③学生相談に関する体制を整備しているか。 ④学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか。 ⑤学生の健康管理を行う体制を整備しているか。 ⑥学生寮の設置など生活環境支援体制を整備しているか。 ⑦課外活動に対する支援体制を整備しているか。 ⑧保護者との連携体制を構築しているか。 ⑨卒業生への支援体制を整備しているか。 ⑩産学連携による卒業後の再教育プログラムの開発・実施に取り組んでいるか。 ⑪社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか。
(6) 教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ①教育上の必要性に十分対応した施設・設備・教育用具等を整備しているか。 ②学習効果を図るための環境整備がなされているか。 ③学外実習、インターンシップ、海外研修等の実施体制を整備しているか。 ④防災に対する組織体制を整備し、適切に運用しているか。 ⑤学内における安全管理体制を整備し適切に運用しているか。

(7) 学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> ①高等学校等接続する教育機関に対する情報提供に取り組んでいるか。 ②学生募集活動を適切かつ効果的に行っているか。 ③入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか。 ④入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用しているか。 ⑤経費内容に対応し、学納金を算定しているか。 ⑥入学辞退者に対し、授業料等について、適正な取扱を行っているか。
(8) 財務	<ul style="list-style-type: none"> ①学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか。 ②学校及び法人運営にかかる主要な財務数値に関する財務分析を行っているか。 ③教育目標との整合性を図り、単年度予算、中期計画を策定しているか。 ④予算及び計画に基づき、適正に執行管理を行っているか。 ⑤私立学校法及び寄付行為に基づき、適切に監査を実施しているか。 ⑥私立学校法に基づく財務公開体制を整備し、適切に運用しているか。
(9) 法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ①法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか。 ②学校が保有する個人情報保護に関する対策を実施しているか。 ③自己評価の実施体制を整備し、評価を行っているか。 ④自己評価結果を公表しているか。 ⑤学校関係者評価の実施体制を整備し評価を行っているか。 ⑥学校関係者評価結果を公表しているか。 ⑦教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか。
(10) 社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ①学校の教育資源を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか。 ②学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っているか。
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

平成26年度より学校関係者評価委員会を組織し、学校関係者評価を開始したが、令和5年度の重点項目として、大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校の教育成果や学生指導、学校運営への取組みについて、企業、卒業生、近隣住民の視点から検証を行い、意見を取り入れたうえで、良い教育を提供できていると考え、自己評価結果は適正であると評価できる。

横浜校として、(1)コロナ5類移行に伴い、再開すべき地域との連携、(2)近年の物価上昇に伴う企業、家計への影響・対策について(3)異常気象に伴う備え(猛暑、大雨、地震など)についての3点を重点課題として取り組んでいる状況から、更なる学校教育の発展に期待ができる。

(1)コロナ5類移行に伴い、再開すべき地域との連携については、色々な分野を学習しているため、地域の方がきて、困っていることを集約し、それを学んでいる学生と一緒にディスカッションを行う。行政のこと、住みやすい街づくり、子育て等教室ごとに各ディスカッションを行い、学生主体となり、専門家もお呼びし、一緒に考えて、話すだけ、聞くだけでも有意義である。これらを定期的に行い、自身が関わっている分野だけではなく他の教室に入り横断的に学んでいくことができれば良い。

(2)近年の物価上昇に伴う企業、家計への影響・対策については、節電、昼間電気消す、エアコンの温度適正化、LED化などについて話があがった。

(3)異常気象に伴う備えについて(猛暑、大雨、地震など)については、オンライン授業への取り組みを検討しながら行っている。不測の事態に備え、すぐオンライン授業への切り替えができるよう準備を行っている。例えば『1日』の付く日を特別の日に設定し、『1日：人権の日』、『11日：防災の日』、『21日：感染対策の日』などとし、意識を高めていくことが必要と考える。他の専門学校と差別化した内容を全面に出し運営をされていくとよいのではと考える。また、学生の居場所づくりとして、様々なコミュニティを提供するのも一つである。新型コロナウイルスの影響によりイベントなどが減少している現状を踏まえ、学生たちの絆を深められる機会を一つでも多く提供していくことが良いとのことだった。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和6年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
前田 卓哉	横浜市社会福祉協議会高齢福祉部会 副部長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	企業等委員
角田 康郎	角田公認会計士・税理士事務所 所長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	企業等委員
三友 崇司	まいばすけっと株式会社 財務経理部 部長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	企業等委員
高岡 信輝	有限会社高岡 スポーツジムコスモス 代表取締役社長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	企業等委員
伊澤 大輔	虎ノ門桜法律事務所 代表弁護士	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	企業等委員
三好 誠	医療法人徳洲会 湘南鎌倉総合病院 医事科主任	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	企業等委員
山口 正子	社会福祉法人和泉福祉会 ナーサリー横浜ポートサイド 園長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	企業等委員
佐々木 学	医療法人積愛会 介護老人保健施設 千の星・よこはま 事務長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	企業等委員
星 千絵美	大原簿記情報ビジネス専門学校横浜校 卒業生	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	卒業生
大瀧 恵梨香	大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校 卒業生	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	卒業生
疋田 恭基	大原法律公務員専門学校横浜校 卒業生	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	卒業生
佐々木 綱衛	学校法人三浦学苑 三浦学苑高等学校 進路指導グループ長 進路指導主任	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	高校関係者
石井 哲人	二ッ谷通り商栄会 会長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	地域住民

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

公表時期: 令和6年10月4日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

- ①実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのために、学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報を分かりやすく示すこと。
- ②また、上記①により企業等との連携による教育活動改善を活発にし、社会全体の信頼に繋げていくこと。
- ③情報の公表を通じて学校の教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	①概要 ②教育方針 ③沿革
(2)各学科等の教育	①入学定員 ②受入方針 ③カリキュラム ④進級、卒業要件等 ⑤専門士・高度専門士の称号付与 ⑥目標とする国家試験、検定試験等 ⑦主たる国家試験、検定試験等の合格実績 ⑧卒業生の進路
(3)教職員	①教職員数 ②教職員の専門性
(4)キャリア教育・実践的職業教育	①キャリア教育 ②実習・実技等 ③就職支援等
(5)様々な教育活動・教育環境	①学校行事 ②課外活動
(6)学生の生活支援	①完全担任制 ②就職教育
(7)学生納付金・修学支援	①学生納付金 ②奨学金、学費減免等
(8)学校の財務	①学園の財務状況公開
(9)学校評価	①学校関係者評価結果 ②自己点検評価結果
(10)国際連携の状況	①留学生の受入
(11)その他	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

公表時期: 令和6年10月4日

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程介護福祉学科)															
必 修	分類		授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	○		人間の理解Ⅰ	人間の尊厳と自立では、介護福祉を实践するために必要な人間に対する基本的理解を養う。一つは福祉理念の歴史の変遷を学ぶことを通し、人間の尊厳・人権尊重及び権利擁護の考え方を養う。また、本人主体の観点から自立の考え方、自立生活の理解を通しその生活を支える必要性を理解する。	1前	30		○			○		○		
2	○		人間の理解Ⅱ	人間関係とコミュニケーションの基礎では、自己理解、他者理解をもとに対人関係とコミュニケーションについて理解する。また、コミュニケーションの技法の基礎を学び、組織におけるコミュニケーションについて理解する。 チームマネジメントでは、ヒューマンサークルの理解を含、生活の基本機能を支えるサイクルの変化及び家族、社会、組織、地域社会の概念を理解する。その上で、地域社会における生活支援について学び、地域共生社会の実現に向けた制度や施策、社会保障制度、社会福祉と介護保険制度、障害者福祉と障害者保健福祉制度や他の介護実践に関連する諸制度にどのようなものがあ	1前	60		○			○		○		
3	○		社会の理解	介護を实践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間の理解Ⅰ・Ⅱ」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1前	60		○			○		○		
4		○	人間と社会特論Ⅰ	介護を实践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間の理解Ⅰ・Ⅱ」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1前	30		○			○		○		
5	○		介護の基本Ⅰ	介護の基本では、介護福祉の基本となる理念を理解し、介護福祉士としての倫理に基づき、その役割と機能である、介護を必要とする人の理解と生活を支えるしくみ、自立支援、介護実践における安全とリスクマネジメント、多職種連携、介護従事者の安全に関して、介護実践の基礎となる知識を理論的に学ぶ。	1前	30		○			○		○		
6	○		介護の基本Ⅱ	介護の基本では、介護福祉の基本となる理念を理解し、介護福祉士としての倫理に基づき、その役割と機能である、介護を必要とする人の理解と生活を支えるしくみ、自立支援、介護実践における安全とリスクマネジメント、多職種連携、介護従事者の安全に関して、介護実践の基礎となる知識を理論的に学ぶ。	1前	30		○			○		○		
7	○		介護の基本Ⅲ	介護の基本では、介護福祉の基本となる理念を理解し、介護福祉士としての倫理に基づき、その役割と機能である、介護を必要とする人の理解と生活を支えるしくみ、自立支援、介護実践における安全とリスクマネジメント、多職種連携、介護従事者の安全に関して、介護実践の基礎となる知識を理論的に学ぶ。	1前	30		○			○		○		

17	○		介護総合演習 I	介護総合演習では、各領域で学ぶ知識と技術の統合、介護実践の科学的探究を通し、介護実習での学びを深化させるとともに、介護の専門職として思考や態度の形成、自己教育力等を養う総合的な学習とする。	1 後	40				○	○	○						
18	○		介護総合演習 II	介護総合演習では、各領域で学ぶ知識と技術の統合、介護実践の科学的探究を通し、介護実習での学びを深化させるとともに、介護の専門職として思考や態度の形成、自己教育力等を養う総合的な学習とする。	1 後	40				○	○	○						
19	○		介護実習 I	1段階実習では、コミュニケーションの比較のとりやすい利用者を受け持ち、利用者との人間的なふれあいを通じて、利用者との需要と介護の機能、並びに施設職員の一般的な役割について学ぶ。初歩的な日常生活活動を、指導者の指導を受け援助する。1週間の内1回以上をケースカンファレンス	1 後	120				○	○	○	○					
20	○		介護実習 II	2段階実習では、重度生活障害を有する障害者又は老人の施設を実習施設とし、障害レベルに応じて求められる介護技術の適正な用い方について学ぶ。また、医療・看護との関連で独自の判断で行ってはならない仕事と連携の方法について学ぶ。ケースカンファレンスを通し、利用者の介護ニーズに対応する方法について学ぶ。	1 後	160				○	○	○	○					
21		○	介護特論 I	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護の基本 I・II、生活支援技術の基本」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1 前	30				○	○	○						
22		○	介護特論 II	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護の基本 III・IV・日常生活介護 I・II」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1 前	30				○	○	○						
23		○	介護特論 III	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護の基本 V・VI・日常生活介護 IV」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1 後	30				○	○	○						
24		○	介護実践 I	企業や施設等での研修を通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。	1 前	30				○		○	○					
25		○	介護実践 II	企業や施設等での研修を通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。	1 後	30				○		○	○					

26	○		認知症の理解	認知症の理解では、認知症を取り巻く状況、認知症ケアの歴史や理念等について学ぶ。また、認知症の原因となる主な疾患や症状の特徴を学び、それらによって引き起こされる機能の変化や日常生活への影響について理解する。さらに利用者個々の特性を踏まえた適切なケアを提供するための知識や支援方法、地域で生活する認知症の者	1 後	60		○			○							
27	○		こころとからだのしくみⅠ	こころとからだのしくみⅠでは、介護サービスを実際に提供する際に必要な観察力、判断力の根拠となる人間のこころのしくみとからだのしくみの基礎を学ぶ。	1 前	30		○			○							
28	○		こころとからだのしくみⅡ	こころとからだのしくみⅡ・Ⅲ・Ⅳでは、こころとからだのしくみⅠの知識を基に、利用者の身じたくや食事、排泄などの生活を支える介護実践との関係を学ぶ。また、終末期の心身の変化が及ぼす影響、生活支援を行うために必要な基礎的知識を学ぶ。	1 前	30		○			○							
29	○		こころとからだのしくみⅢ	こころとからだのしくみⅡ・Ⅲ・Ⅳでは、こころとからだのしくみⅠの知識を基に、利用者の身じたくや食事、排泄などの生活を支える介護実践との関係を学ぶ。また、終末期の心身の変化が及ぼす影響、生活支援を行うために必要な基礎的知識を学ぶ。	1 後	30		○			○							
30	○	○	こころとからだのしくみ特論Ⅰ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「こころとからだのしくみⅠ～Ⅲ、認知症の理解」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1 後	30		○			○							
31	○		レクリエーション基礎	レクリエーションの発展過程を究極点ながら目標と理念、レクリエーションの展開方法などを理解する。また、高齢者や障害者に対するレクリエーションの与える影響などを踏まえたうえで、生きがい支援やリハビリテーションとしてのレクリエーション計画・実施・評価の方法や安全管理について学習する。	2 後	30		○			○							
32	○		レクリエーション指導	レクリエーションとは何かを理解して、コミュニケーション能力と促進方法を身につける学習とする。また、目的にあわせたアクティビティを選択、展開、引き出し方法と活用、更に、対象にあわせたアレンジ方法も学習する。学習した内容をもとにアクティビティ体験と指導体験にて、実践力を身に	2 後	40				○		○						
33	○		社会常識	社会人としての心構えをはじめ、個人または集団での仕事の進め方、報告連絡相談の必要性を理解する。また、先輩や上司、利用者など、他者への言葉遣いや立ち振る舞い、接遇力を演習を通して学習する。	2 後	30				○		○						
34	○		情報科学演習	既存のソフトウェアを使用し、各種データ集計や統計処理について学び、そのデータを社内外へ報告するための技法（資料作成方法）について学習する。	2 後	30				○		○						

35	○		人間と社会の総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2後	30		○			○		○					
36		○	人間と社会特論Ⅱ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「社会の理解」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2前	30		○			○		○					
37		○	福祉実務	介護保険制度の基礎知識を理解することを目的とし、介護が必要な状態の段階を把握し、介護サービスを利用する際の費用の流れ、国、市町村などの関わりを学習する。	2後	30		○			○		○					
38	○		コミュニケーション技術Ⅱ	コミュニケーション技術では、人間関係とコミュニケーションで学ぶコミュニケーションの基礎的な知識を基盤に、本人及び家族とのよりよい関係性の構築や障害の特性に応じたコミュニケーションの基本的な知識・技術を習得する。介護におけるチームのコミュニケーションについて、情報共有の意義、汗田管理などに関する基本知	2前	30		○			○		○					
39	○		福祉住環境Ⅰ	生活支援技術では、ICFの視点を生活支援に活かすことの意義を理解し、自立に向けた居住環境、移動、身支度、食事、入浴・清潔保持、排せつ、家事、休息・睡眠、人生の最終段階における介護、福祉用具の意義と活用について基礎的な知識技術を学ぶ。	2後	30		○			○		○					
40	○		家事介護	生活支援技術では、ICFの視点を生活支援に活かすことの意義を理解し、自立に向けた居住環境、移動、身支度、食事、入浴・清潔保持、排せつ、家事、休息・睡眠、人生の最終段階における介護、福祉用具の意義と活用について基礎的な知識技術を学ぶ。	2後	30		○			○		○					
41	○		日常生活介護Ⅲ	生活支援技術では、ICFの視点を生活支援に活かすことの意義を理解し、自立に向けた居住環境、移動、身支度、食事、入浴・清潔保持、排せつ、家事、休息・睡眠、人生の最終段階における介護、福祉用具の意義と活用について基礎的な知識技術を学ぶ。	2前	30		○			○		○					
42	○		日常生活介護Ⅴ	生活支援技術では、ICFの視点を生活支援に活かすことの意義を理解し、自立に向けた居住環境、移動、身支度、食事、入浴・清潔保持、排せつ、家事、休息・睡眠、人生の最終段階における介護、福祉用具の意義と活用について基礎的な知識技術を学ぶ。	2前	30		○			○		○					
43	○		利用者の状態・状況に応じた介護技術	生活支援技術では、ICFの視点を生活支援に活かすことの意義を理解し、自立に向けた居住環境、移動、身支度、食事、入浴・清潔保持、排せつ、家事、休息・睡眠、人生の最終段階における介護、福祉用具の意義と活用について基礎的な知識技術を学ぶ。	2前	30		○			○		○					

44	○		介護過程Ⅱ	介護過程では、介護過程の意義・目的及び介護過程展開の一連のプロセスに関する基礎的理解、介護過程とチームアプローチ、個別事例を通じた介護過程の展開の実際について、介護総合演習や介護実習、生活支援技術等他の科目との連動を視野に入れて、介護過程を展開できる能力を養う。	2前	60			○	○	○							
45	○		介護過程Ⅲ	介護過程では、介護過程の意義・目的及び介護過程展開の一連のプロセスに関する基礎的理解、介護過程とチームアプローチ、個別事例を通じた介護過程の展開の実際について、介護総合演習や介護実習、生活支援技術等他の科目との連動を視野に入れて、介護過程を展開できる能力を養う。	2前	60			○	○	○							
46	○		介護総合演習Ⅲ	介護総合演習では、各領域で学ぶ知識と技術の統合、介護実践の科学的探究を通し、介護実習での学びを深化させるとともに、介護の専門職として思考や態度の形成、自己教育力等を養う総合的な学習とする。	2前	40			○	○	○							
47	○		介護実習Ⅲ	3段階実習では、施設運営プログラムに参加し、サービス全般について理解すると同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について学び、チームの一員として介護を遂行できるよう取り組む（現任準備教育）。さまざまなプログラムに参加し、利用者の24時間を通じての生活の把握、介護福祉士としての役割を学ぶ。	2前	176				○	○	○	○					
48	○		介護の総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2後	90			○	○	○							
49		○	介護特論Ⅳ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「日常生活介護Ⅲ・Ⅴ・利用者の状態・状況に応じた介護技術」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2前	30			○	○	○							
50		○	福祉住環境Ⅱ	利用者がなじみのある環境のもとでエンパワーメントをいかに引き出して活用し、自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、安全で心地よい生活の場づくりについて学ぶ。	2後	30			○	○	○							
51		○	介護実践Ⅲ	企業や施設等での研修を通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。	2前	30			○		○	○						
52		○	介護実践Ⅳ	企業や施設等での研修を通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。	2後	30			○		○	○						

53	○		発達と老化の理解	発達と老化の理解では、介護を必要とする人の理解を深めるため、人間成長と発達の観点から人の一生について理解する。ライフサイクル各期（乳幼児期、学童期、思春期、青年期、成人期、老年期）における身体的・心理的・社会的特徴と発達を踏まえ、各段階に応じた生活支援の在り方を学ぶ。また、発達の観点から老化を理解し	2 前	60	○			○		○					
54	○		障害の理解	障害の理解では、障害の基礎的理解として、障害の概念や基本的理念、さらに障害の医学的・心理的側面の基礎的な知識を学び、障害のある人のライフステージや特性に応じた支援、多職種連携と協働、家族への支援について学ぶ。	2 前	60	○			○		○					
55	○		こころとからだのしくみⅣ	こころとからだのしくみⅡ・Ⅲ・Ⅳでは、こころとからだのしくみⅠの知識を基に、利用者の身じたくや食事、排泄などの生活を支える介護実践との関係を学ぶ。また、終末期の心身の変化が及ぼす影響、生活支援を行うために必要な基礎的知識を学ぶ。	2 前	30	○			○		○					
56	○		こころとからだのしくみの総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「こころとからだのしくみ」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2 後	30	○			○		○					
57		○	こころとからだのしくみ特論Ⅱ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「こころとからだのしくみⅣ、障害の理解、発達と老化の理解」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2 前	30	○			○		○					
58	○		医療的ケア	医療的ケアでは、医療的ケア実施の基礎と喀痰吸引（基礎的知識・実施手順）、経管栄養（基礎的知識・実施手順）について学ぶ。	2 後	78	○	△		○		○					
合計				58科目	2, 494単位時間(単位)												

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
(卒業) 1. 卒業の認定は、修業年限以上在学して、下記に定める授業時数以上履修し、卒業審査に合格した者について、最終学年の終わりに校長が行う。 (1) 介護福祉学科は2, 074時間 2. 卒業が認定された者には、卒業証書を授与する		1学年の学期区分	2期

<p>(授業) 1. 授業は、講義・演習・実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用で行うものとする。</p> <p>(試験等) 1. 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等により評価する。なお、本校において必要と認めるときは、追試験または再試験を行うことがある。追試験は事故等やむを得ない理由により試験等を受験しなかった者に対し行う。再試験は試験等受験の結果、不合格となった者に対して実施する。</p> <p>(学業成績) 1. 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表す。秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とし、秀、優、良、可を合格、不可は不合格とする。 2. 授業科目の成績は、前項の5種で表すとともに、それぞれの評価に対して、別に定める基準によりGP (Grade-Point) を与える。</p>	<p>1学期の授業期間</p>	<p>20 週</p>
--	-----------------	-------------

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合
- 2 企業等との連携については、実施要項の3 (3) の要件に該当する授業科目について○を付すこと。